

## 税務会計アラート

『急激な景気後退下における資源関連企業の  
財務報告への影響と留意点』



# グローバル金融危機

今回の金融危機の規模及び、その複雑さは近年、類を見ないものです。サブプライム危機に端を発し、信用危機へと姿を変え、遂にはグローバル金融危機へと発展し世界市場を席卷しています。その影響は今まさに実体経済へ伝播しています。資金調達は困難を極め、消費者心理は冷え込み、世界経済は急激な後退という様相を呈しています。今後暫くの間、世界における動きは危機以前とは著しく異なるものになるものと思われま

激しく揺れ動く市場心理は、資本市場や商品市場等に異常な乱高下をもたらしました。多くの不確実性の中で一つだけ確実なことは、この不安定さが少なくとも今後暫くは続くということであり、予測や趨勢分析は時をえずして陳腐化し無意味なものとなるであろうということです。

残念なことに、今日の経済の不安定さを鑑みれば、財務報告という観点からも近年の会計基準における公正価値への傾倒や客観性重視志向は企業を窮地に追い込むこととなります。昨年10月に、国際会計基準審議会（IASB）が、主に金融機関に対して緊急避難的とも言える金融商品区分の見直しを認めましたが、この措置はそのことを如実に表していると言えます。現在の会計基準は、市況が平穏で公正価値が容易に決定できた時代に策定されたものです。しかし会計基準の設定においても異なる状況は異なる方法を求めるということが明確になったのではないのでしょうか。

資源業界にとっても、問題は深刻です。殆どの資源会社は価格決定を主導できないプライステーカーであり、可採埋蔵量の算出やヘッジ・プログラム、フィージビリティ・スタディといった数多くの重要な測定に際して、商品価格がキイとなる前提条件であるため、景気変動期における予測は極めて難しいと言えます。

信用収縮やリスクの再評価によって、幾つかの資源関連プロジェクトは中断もしくは中止となり、小規模会社や所謂“ジュニア・エクスプローラー”の資金調達は殊更難しくなっています。また、中国の「終焉なき成長」を疑問視する声も出てきています。また為替市場の激しい変動は商品価格にも大きな影響を与えます。

本号では現在のグローバル金融危機を端緒とした急激な景気後退局面において、資源関連会社が財務報告書を作成するにあたり考慮すべき点に関して解説致します。



# 景気後退下における財務諸表作成に際しての要検討項目

下表は、グローバル金融危機に直面するなか、決算期を迎える資源会社が検討を要する財務諸表項目を一覧にしたものです。

対象項目	検討の必要となる項目例
減損	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 現状のリスク回避志向を割引率計算に織り込んだ結果、リスク・プレミアムが上昇する可能性</li><li>➤ 短期的利子率の急激な変化とそれが割引率に及ぼす影響</li><li>➤ 埋蔵量見直しの必要性</li><li>➤ 長期的商品価格と想定為替レートとの再検討</li><li>➤ コスト面では、世界経済の沈降や低成長によるインフレ率想定の高難性</li></ul>
借入等間接金融	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ プロジェクト・ファイナンスに関する計画の再評価を迫られる可能性</li><li>➤ 契約違反の可能性に照らした負債の長短区分、及び現在のような経済状況下で適用となる可能性のある特殊な契約条項の存在</li><li>➤ 長期債務が現在のマージン・スプレッド（値鞘）や急激な利子率下落という状況を前提としていない場合には、その公正価値の考察/検証</li><li>➤ 既存もしくは新規契約において、現在の経済状況下で価値が生じる組込デリバティブの存在の可能性</li></ul>
準備金（引当金）及びその他の長期債務	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 長期割引率が廃棄準備金等の現在価値に影響する可能性及びこれに伴う Interpretation 1<sup>1</sup>適用の可能性</li><li>➤ 契約上の義務が現在の市況を受けて具現化する可能性</li></ul>
金融商品	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 相手先の信用リスクや公正価値の再評価の必要性</li><li>➤ 景気変動期におけるヘッジ有効性評価テストの厳格化</li><li>➤ 組込デリバティブが含まれている可能性のある借入もしくはその他の契約にかかわる条項に関する考慮—特に過去においては金額的重要性の低く、特段注視されていなかった条項には注意を要する</li><li>➤ 現在「現金同等物」に含まれている項目の見直しの必要性</li><li>➤ 既存の契約がAASB139の適用範囲に含まれるか否かについての見直しの必要性</li></ul>
減価償却等	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 埋蔵量見直しの必要性</li><li>➤ 減価償却等に関する「会計上の見積りの変更」のタイミング及び影響</li></ul>

<sup>1</sup> Interpretation 1 - Changes in Existing Decommissioning, Restoration and Similar Liabilitiesは廃棄準備金等の評価額が変動する際の会計処理を取り扱っている。

対象項目	検討の必要となる項目例
株式報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 株式報酬制度の変更や廃止が会計上の利益に及ぼす影響</li> <li>➤ 景気変動期における株式報酬の評価は「判断」の介在する余地が大きくなることへの留意</li> </ul>
繰延税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 株式報酬制度の変更や廃止が会計上の利益に及ぼす影響</li> <li>➤ 景気変動期における株式報酬の評価は「判断」の介在する余地が大きくなることへの留意</li> <li>➤ 繰延税金資産にかかわる認識基準の再考察—特に将来のキャピタル・ゲインを見越して計上されたキャピタル・ロスや、同一性テスト（同一事業テスト、所有継続テスト等）が要求される繰越欠損金に関する繰延税金資産の計上</li> </ul>
投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 多くの資源会社は戦略的に他社への投資を行っているが、これらの投資は一般的に、現在の市場価格により公正評価される必要がある</li> <li>➤ 資本の部に直入処理された売却可能証券評価損が、損益計算書上損失処理される可能性</li> </ul>
開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 減損関連の開示、特に前提条件やセンシティブティ分析に関する開示に対する市場の反応</li> <li>➤ AASB101で要求される「会計上の見積り」や「判断」に関する開示の充実（豪州企業のこの分野の開示は他の先進諸外国に比べ脆弱である場合がある。）</li> <li>➤ AASB7によるリスク開示、すなわちリスクへの対応やリスク分析に関する開示の重要性の高まり</li> <li>➤ 財務流動性に関するより適確な開示</li> <li>➤ 公正価値に関するより正確な測定と適確な開示</li> </ul>



# 12月決算会社が留意すべきその他の開示

グローバル金融危機がもたらす上表の要件等項目に加え、当12月に決算期を迎える会社が留意すべきポイントは以下の通りです。

- AASB7により求められる開示全般
- 経営者報酬に関する（開示企業<sup>2</sup>の年度決算のみ）特に業績と報酬の連動性や、それに対する株主からの冷やかな反応の可能性
- Interpretation1003-Australian Petroleum Resource Rent Taxにより法人税等として会計処理される石油資源税の表示区分と表示方法
- AASB8-Operating Segmentsで要求される開示—特に“内部利用可能情報”の開示<sup>3</sup>には慎重を期する必要がある（大半の企業は現在、この基準の適用前比較年度<sup>4</sup>にある）

## IASBによる「採掘活動」関連審議文書が公表目前

国際会計基準審議会（IASB）は近日中にも「採掘活動」に関する審議文書を公表する予定です。豪州会計基準審議会（AASB）はIASBにおける審議を主導し、最近当審議の要旨を公表しました。当該審議文書はデロイトの関連ウェブサイトIAS Plus（www.iasplus.com）で閲覧可能です。

本冊子の英語版は以下をクリック頂ければ、入手できます。

[http://www.deloitte.com/dtt/cda/doc/content/Deloitte\\_Extracting\\_Value\\_Issue\\_3%281%29.pdf](http://www.deloitte.com/dtt/cda/doc/content/Deloitte_Extracting_Value_Issue_3%281%29.pdf)

また、先日デロイトのグローバル・マイニンググループから『Tracking the trends 2009 - The top 10 global mining issues』が発行されましたので、合わせてご覧いただくと幸いです。

[http://www.deloitte.com/dtt/cda/doc/content/037027\\_Teresa\\_Trackinf\\_Trends\\_V6.pdf](http://www.deloitte.com/dtt/cda/doc/content/037027_Teresa_Trackinf_Trends_V6.pdf)

<sup>2</sup> Corporations Act 2001, s.111にて定義されるDisclosing Entityを指す。

<sup>3</sup> AASB8-Operating Segmentsでは、セグメント毎の経営成績評価やセグメントへの資源配分を決定する上で経営者が使用する内部情報と同等の情報の開示を要求している。

<sup>4</sup> AASB8-Operating Segmentsは早期適用の場合を除き2009年1月1日以降に開始される事業年度から適用される。従って2008年12月31日を決算日とする会計年度は、基準適用前の比較年度となる。

## 日本語税務会計アラートにおける最近の主な記事

- 速報 『日豪租税条約の改正が基本合意に至る』
- 第27号 『非公開会社に関するサイズテストの変更とその影響』  
『豪州会計基準（A-IFRS）と国際会計基準（IFRS）の収斂』  
『石油資源税（PRRT）の会計上の取扱いに関する豪州会計基準審議会アドバイザーパネルの提言』  
『国際税務改定正法案』  
『回転率の高い一般消費財の研究活動に関するレポート』
- 第28号 『加速化する日本会計基準と国際会計基準の収斂』  
『解釈指針第14号 顧客ロイヤルティプログラム』
- 第29号 『企業結合会計基準の更なる改訂』  
『外国支配下にある小規模非公開会社の監査済み財務諸表提出免除の申請』  
『新日豪租税条約署名される』
- 第30号 『100%子会社の財務諸表作成及び監査義務の免除』  
『駐在員関連税務における新日豪租税条約の影響』

## デロイトの日本企業向けセミナー

- 『移転価格セミナー：日豪税務当局が注目する無形資産取引のリスクと対応』
- 『鉱業関連会計と税務の概要』
- 『石油資源税の概要』
- 『TOFAが分かる：新金融取引課税制度の概要』
- 『日本版SOX法：速報セミナー』
- 『雇用関係税務アップデート：短期滞在者の海外源泉所得免税規定他』
- 『豪州における反マネーロンダリング法』
- 『オーストラリア連結納税制度ワークショップ』
- 『A-IFRS移行における留意点』
- 『第2回 日本版SOX法：速報セミナー』
- 『移転価格セミナー：変化する移転価格環境から生じるリスクを管理するために』
- 『日豪租税条約セミナー』
- 『企業不祥事・不正の考察と企業経営者の対応』

## デロイトの日本語出版物

- 『石油資源税の概要 Q&A』
- 『オーストラリアの税制と投資(2006年度版)』
- 『オーストラリアにおける鉱山業の税制』
- 『オーストラリア連結納税制度の概要』
- 『オーストラリアの移転価格税制Q&A』
- 『日本人駐在員のための豪州税務マニュアル』
- 『グローバル エmployヤー サービス(雇用関連税務の概要) 2008年6月30日終了年度』
- 『Traps and pitfalls for mines(日本語版)』
- 『温室効果ガス排出抑制経済における事業運営：グリーン・ペーパーの概要』
- 『炭素排出抑制社会における事業運営：ホワイトペーパーの概要』

# この冊子に関するお問い合わせは、以下のデロイト担当者までご連絡下さい。

## シドニー



**中村 正明**

Partner  
Tel: +61 (0) 2 9322 7660  
e-mail: mnakamura@deloitte.com.au

## メルボルン



**筒井 伸次**

Partner  
Tel: +61 (0) 3 9208 7278  
e-mail: iasanders@deloitte.com.au



**Bhavesh Morar**

Partner  
Tel: +61 (0) 2 9322 7176  
e-mail: bmorar@deloitte.com.au



**Ian Sanders**

Partner  
Tel: +61 (0) 3 9208 7479  
e-mail: iasanders@deloitte.com.au

## ブリズベン



**Matt Sheerin**

Partner  
Tel: +61 (0) 7 3308 7229  
e-mail: msheerin@deloitte.com.au

## アデレード



**筒井 伸次**

Partner  
Tel: +61 (0) 3 9208 7278  
e-mail: iasanders@deloitte.com.au

**村田 俊介**

Senior Analyst  
Tel: +61 (0) 7 3308 7054  
e-mail: shmurata@deloitte.com.au



**Jason Handel**

Partner  
Tel: +61 (0) 8 8407 7148  
e-mail: jhandel@deloitte.com.au

## パース



**竹中 真一**

Account Director  
Tel: +61 (0) 8 9365 7370  
e-mail: stakenaka@deloitte.com.au



**Ross Jerrard**

Partner  
Tel: +61 (0) 8 9365 7057  
e-mail: rjerrard@deloitte.com.au

**Contact us**

Deloitte  
Grosvenor Place  
225 George Street  
Sydney, New South Wales  
Australia

Tel: +61 (0) 2 9322 7000

Fax: +61 (0) 2 9322 7001

**[www.deloitte.com.au](http://www.deloitte.com.au)**

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

© Deloitte Touche Tohmatsu Ltd, January 2009. All rights reserved.

This publication is provided as general information only and does not consider your specific objectives, situation or needs. You should not rely on the information in this publication or disclose it or refer to it in any document. We accept no duty of care or liability to you or anyone else regarding this publication and we are not responsible to you or anyone else for any loss suffered in connection with the use of this publication or any of its content.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.com/au/about](http://www.deloitte.com/au/about) for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in 140 countries, Deloitte brings world class capabilities and deep local expertise to help clients succeed wherever they operate. Deloitte's 150,000 professionals are committed to becoming the standard of excellence.

Deloitte's professionals are unified by a collaborative culture that fosters integrity, outstanding value to markets and clients, commitment to each other, and strength from diversity. They enjoy an environment of continuous learning, challenging experiences, and enriching career opportunities. Deloitte's professionals are dedicated to strengthening corporate responsibility, building public trust, and making a positive impact in their communities.

AM\_Syd\_01/09\_037289